学　生　便　覧

― 履修と学生生活のてびき ―

令和８（2026）年度入学者用

山形大学社会共創デジタル学環

学生の行動規範

（１）私たちは，大学の使命及び本学が掲げる基本理念を深く理解し，本学の構成員として学内規則を遵守するとともに，教職員等が行う教育，研究，医療及び社会貢献活動に協力します。

（２）私たちは，学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく，法令や社会規範を遵守し，積極的に社会に関わって行動します。

（３）私たちは，一人ひとりの人権と人格を尊重し，差別，偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。

（４）私たちは，学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み，自ら研鑽して豊かな人間性，高い倫理観，幅広い教養を身につけるとともに，高度で専門的な知識・技能を修得します。

（５）私たちは，知の共同体に集うものとして，これまで本学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。

（６）私たちは，研究活動の実施及び研究成果の発表においては，社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し，常に正直・誠実に判断し，行動します。

（７）私たちは，有意義で悔いのない大学生活を送るため，学生の本分を守り，健全な学生生活を習慣としつつ，豊かな人間関係を築くように努めます。

〈山形大学コンプライアンス指針　抜粋〉

目　　　次

Ⅰ　社会共創デジタル学環の教育目標　…………………………………　２
Ⅱ　学位授与方針，教育課程の編成・実施方針　…………………………　２
Ⅲ　概要　………………………………………………………………　４
　１．カリキュラム　……………………………………………………　４
　２．卒業までの流れ　…………………………………………………　４
Ⅳ　履修要項　…………………………………………………………　５
　１．授業科目　…………………………………………………………　５
　２．卒業要件　…………………………………………………………　６
　３．共創実践研究の着手要件　………………………………………　７
　４．カリキュラムツリー　…………………………………………１１
　５．履修上の注意　…………………………………………………１２
　６．改正　……………………………………………………………１３
Ⅴ　修学支援体制　……………………………………………………１４
Ⅵ　学生生活　…………………………………………………………１６
Ⅶ　資格の取得　………………………………………………………１８
　１．ＧＩＳ学術士の資格取得（申請中）…………………………１８
　２．学芸員となる資格の取得　……………………………………１９
Ⅷ　山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）………………………２０
Ⅸ　山形大学学部規則（抄）……………………………………………２２

Ⅰ 社会共創デジタル学環の教育目標

【学環の目的】

本学環では，マネジメント力，デジタル利活用力及び学際的知識と論理的思考力を実践的な学びで身に付け，多様な人々と協働して地域社会の課題解決に貢献することができる以下のような人材を養成することを目的としています。

（1）文理を横断する専門分野の知識と論理的思考力を身に付け，複雑，多面的，流動的な地域課題の解決に挑戦することができる人材
（2）異なる背景や能力をもつ多様な人々と協働して地域課題の解決に取り組めるチーミング力とコミュニケーション力，及び課題に応じたリーダーシップやフォロワーシップを発揮することができる人材
（3）アントレプレナーシップやビジネス・マネジメントの視点を持ち，デジタルを利活用して地域社会における課題の発見や分析，解決のための企画立案，新しい地域価値の創造に貢献できる人材

【教育目標】

山形大学の教育目標を踏まえ，社会共創デジタル学環では，地域課題を俯瞰的に思考するための文理を横断した学際的な専門知識と論理的思考力（学際的思考力），地域の特性やニーズを捉えるデジタル利活用力及びアントレプレナーシップやビジネスの視点で多様な人々と協働できるマネジメント力を用いて，地域課題の解決に貢献することができる実践的能力を身に付けた人材の育成を目標としています。

Ⅱ 学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：ＤＰ）】

山形大学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと，社会共創デジタル学環では，基盤共通教育，学環及び既存の学部・学科の専門教育を通じて，以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（社会共創学）」の学位を授与します。

１．豊かな人間性と社会性

（1）良識ある市民として地域に貢献する意欲をもち，高い倫理観と責任感を伴った行動ができる。
（2）自ら問題意識を持ち，主体的に学び続け，自身の有する能力を活かしながら諸課題に挑戦することができる。
（3）多様性を尊重して，異なる背景や能力をもつ人々と協働して社会を共に創ることができる。

２．幅広い教養と汎用的技能

（1）文理を横断する幅広い教養と知識を身に付け，多角的な視点で思考することができる。
（2）他の学生や地域の人々と協働して地域課題の解決に取り組めるチーミング力・コミュニケーション力・リーダーシップ・フォロワーシップを身に付けている。
（3）情報機器の操作能力や情報セキュリティを含む管理能力に加えて効率的な情報発信を行うことができるデジタル利活用力を身に付けている。

３．専門分野の知識と技能

（1）人文社会科学，教育学，理学などの細分化された学問分野の専門知識を融合して，複雑な地域課題を俯瞰的に思考することができる。

（２）デジタルを利活用して地域の特性やニーズを捉え，地域社会における課題の発見や分析，解決のための企画立案を行うことができる。
（３）アントレプレナーシップやビジネスの視点を持ち，多様な人々と協働して地域における課題解決とイノベーション創出に挑戦できる。

【教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：ＣＰ）】

山形大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って，学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し，これに従って教育を行います。

１．教育課程の編成・実施等

（１）豊かな人間性と社会性を涵養し，文系・理系分野の基礎的知識を融合して課題の発見と解決に取り組むことのできる基盤的学力を基盤共通教育において養成する。
（２）地域社会の課題解決に資するデータ分析力や新たな地域価値を創造する力を育成するため，デジタル利活用の基礎・実践，地域マネジメントの応用に係る科目を配置する。
（３）多様な人々と協働して企画・立案する力や起業などのイノベーションを創造する力を育成するため，マネジメントの論理思考，事業アイデアの創出法，ビジネスプランニング等に係る科目を配置する。
（４）地域社会の課題を理解し解決策の立案とその地域での実践力等を育成するため，デジタル利活用力とマネジメント力に係る実践科目を配置する。
（５）自身の学びの核となる，文系・理系の学問分野を横断する学際的な専門知識と論理的思考力を育成するための科目群を編成する。
（６）マネジメント力，デジタル利活用力，文理を横断する学際的な専門知識を総合して地域社会の新しい価値の創造に挑戦する能力を育成するため，実践研究科目を配置する。

２．教育方法

（１）グループ学習を充実させ，チーミング力やコミュニケーション力を養い，他者との協働にむけた実践力の育成を促す。
（２）授業科目と教育目標の関係を示したカリキュラムマップや授業科目間の関連性を体系的に示したカリキュラムツリー，履修計画と学習成果を明示した学修ポートフォリオ等を展開し，学生の主体的な学びを支援する体制を整える。
（３）授業科目をナンバリングすることにより，学習の段階や順序等，教育課程の体系を明示し，学生が自ら理解したうえで授業科目の主体的な選択を促す。

３．教育評価

（１）良識ある市民に求められる知識・技能，主体的・自律的に学修に取り組む態度を評価する。
（２）具体的な学修結果と評価基準を示したルーブリックを策定し，明確な成績評価，学生自身による到達度の検証及び自主的・自律的改善を可能にする。
（３）学修におけるリーダーシップ・フォロワーシップ，協調性，独創性を評価し，地域の課題解決にむけた実践的な社会共創力の育成を促す。

Ⅲ 概要

１．カリキュラム

本学環では，刻々と変化する地域社会において，地域社会の人・社会の動向を正確に捉え解析するデジタル利活用力（デジタルソリューション）と，地域課題を解決するためのアプローチを立案・実行する力（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成する。

学生が地域課題に向き合うための専門力として，「経済」「公共政策」「自然と科学」からアプローチ（専門）を一つ選択し，論理思考を身につける。そして，複合的な地域社会の課題に向き合うには，文系・理系の枠に捉われない学際的な思考力が必要であり，多様な学生の学びと社会のニーズに応じた学際科目を展開する。

さらに，習得した論理的思考，専門性を社会課題解決に結びつける柔軟な思考でイノベーションに繋げる実践力を養う。

２．卒業までの流れ

年次	時期	事項
１年次	４月初旬	・入学 ・新入生オリエンテーション ・履修計画の作成
	１０月	・オリエンテーション（アドバイザー教員と面談）
２年次	４月	・オリエンテーション（アドバイザー教員と面談）
	１０月	・研究室（ゼミ）配属のための説明会とアドバイザー教員との面談
	１月～２月頃	・研究室（ゼミ）配属の説明会と希望申請 ・共創実践研究（卒業研究）の研究テーマ決定
３年次	４月	・共創実践研究（卒業研究）の履修開始
	１月～２月頃	・共創実践研究中間発表会
４年次	１月～２月頃	・卒業研究発表会
	３月下旬	・卒業

Ⅳ 履修要項

１．授業科目（Ｐ８～１０ 別表）

本学環の授業科目は，基盤共通教育科目，専門教育科目に区分される。基盤共通教育科目は，導入科目，基幹科目，教養科目，共通科目からなり，詳細については「基盤共通教育案内」に記されている。各科目区分の卒業要件に関する領域名，科目名等は下表のとおりである。専門教育科目は，共創理論科目，共創実践科目，共創専門科目，共創展開科目からなる。

♦共創理論科目（必修科目）

デジタル利活用力を習得する「共創デジタルソリューション」とアントレプレナーシップやビジネスの視点を育成する「共創アントレプレナーシップ」の２つの授業科目群で構成する。

♦共創実践科目（必修科目）

共創理論科目での学びを実践する授業科目として「共創実践演習」と「共創実践研究」の科目群で構成する。

♦共創専門科目（選択科目）

「経済」「公共政策」「自然と科学」の科目群から，自身の学びの核となる専門分野の知識を身に付けるとともに，「学際」の学びを通じて，文理を横断する学問領域の専門知識と論理的思考力を身に付け，それらの専門性を融合して共創実践科目での演習や研究において活用することを目指す。

♦共創展開科目（選択科目）

共創専門科目のうち，卒業要件を超えて習得した科目及び基盤共通教育科目のうち，共通科目の「コミュニケーション・スキル２」または連係協力学部（人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部）で開講される共創専門科目と関連のある経済学や理学等の専門教育科目を履修し，自身が身に付ける専門知識をより深化・高度化させる。

科目区分		領域名，科目名等
基盤共通教育科目	導 入 科 目	「スタートアップセミナー」「みずから学ぶ」 「学部導入セミナー：人と共創Ⅰ・Ⅱ」
	基 幹 科 目	「人間を考える・共生を考える」「山形から考える」 「現代を生きる」
	教 養 科 目	「文化と社会」「自然と科学」「応用と学際」
	共 通 科 目	「コミュニケーション・スキル１」「情報科学」
専門教育科目	共創理論科目	「共創デジタルソリューションⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 「共創アントレプレナーシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」
	共創実践科目	「共創実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 「共創実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」
	共創専門科目	「経済」「公共政策」「自然と科学」「共創学際科目」
	共創展開科目	「共創専門科目のうち，卒業要件を超えて習得した科目」 「連係協力学部で開講される共創専門科目に関連する経済学や理学等の専門科目」 「基盤共通教育科目・共通科目」の「コミュニケーション・スキル２」

２．卒業要件

本学環を卒業するためには，本学に４年以上在学（ただし，８年を超えることはできない。また，休学期間は，在学期間に算入しない。）し，別表１に示す卒業に必要な単位数を修得しなければならない。卒業の資格判定は教授会が行う。

別表１

科目区分			共創実践研究の着手に必要な最低修得単位数	卒業に必要な単位数
基盤共通教育科目	導入科目		８	８
	基幹科目		６	６
	教養科目		８	８
	共通科目	コミュニケーション・スキル１	４	４
		情報科学	４	４
	計		３０	３０
専門教育科目	共創理論科目		１２	１６
	共創実践科目		１６	３６
	共創専門科目		２６	３４
	共創展開科目		－	８
	計		５４	９４
合計			８４	１２４

２－１　基盤共通教育科目の卒業要件と履修方法

（１）導入科目

「スタートアップセミナー」２単位（必修）と「みずから学ぶ」２単位（必修）と「学部導入セミナー・人と共創Ⅰ・Ⅱ」各２単位（必修）の計８単位を修得すること。

（２）基幹科目

「人間を考える・共生を考える」から２単位（必修）と「山形から考える」から２単位（必修）と「現代を生きる」から２単位（必修）の計６単位を修得すること。

（３）教養科目

「文化と社会」，「自然と科学」，「応用と学際」から計８単位を修得すること。

（４）共通科目

以下の１）・２）の要件を満たすように合わせて８単位を修得すること。

１）「コミュニケーション・スキル１」は，「英語１」４単位（必修）を修得すること。

２）「情報科学」は，「データサイエンス（基礎）」２単位（必修）と「情報処理」又は「データサイエンス（応用）」から２単位（選択必修）の計４単位を修得すること。

２－２　専門教育科目の卒業要件と履修方法

（１）共創理論科目

「共創デジタルソリューションⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各２単位（計８単位）と「共創アントレプレナーシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各２単位（計８単位）の計１６単位を修得すること。

（２）共創実践科目

「共創実践演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各４単位（計１６単位）と「共創実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」各５単位（計２０単位）の計３６単位を修得すること。

（３）共創専門科目

「経済」，「公共政策」，「自然と科学」，「共創学際科目」から３４単位以上修得すること。

（４）共創展開科目

以下の１）～３)から８単位以上修得すること。

１）「共創専門科目」のうち，卒業要件を超えて修得した科目。

２）連係協力学部（人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部）で開講される共創専門科目に関連する経済学や理学等の専門教育科目。

３）基盤共通教育科目のうち，共通科目の「コミュニケーション・スキル２」（４単位まで）。ただし，学環向けに開講される共通科目を履修すること。

３．共創実践研究の着手要件

「共創実践研究」を３年次から履修するためには，以下の（１）～（３）を全て満たし，別表１に示す最低修得単位数を修得しなければならない。これらの要件を満たせない場合は，共創実践研究を履修することができない。

（１）本学に２年以上在学していること。

（２）卒業に必要な基盤共通教育科目３０単位を修得していること。

（３）専門教育科目のうち，卒業に必要な共創理論科目１２単位以上，共創実践科目１６単位，共創専門科目２６単位以上を修得していること。

（４）卒業に必要な１２４単位のうち８４単位以上を修得していること。

別表　社会基盤共通教育科目共創デジタル学環　授業科目一覧

科目区分			授業科目の名称	単位	授業形式	開講学年	開講学期	必修	選択	備考
基盤共通教育科目	導入科目		人と共創Ⅰ(学部導入セミナー)	2	講義	1	前期	○		
			人と共創Ⅱ(学部導入セミナー)	2	講義	1	後期	○		
専門教育科目・109科目	共創理論科目・8科目		共創デジタルソリューションⅠ	2	講義	1	前期	○		
			共創デジタルソリューションⅡ	2	講義	1	後期	○		
			共創デジタルソリューションⅢ	2	講義	2	前期	○		
			共創デジタルソリューションⅣ	2	講義	2	後期	○		
			共創アントレプレナーシップⅠ	2	講義	1	前期	○		
			共創アントレプレナーシップⅡ	2	講義	1	後期	○		
			共創アントレプレナーシップⅢ	2	講義	2	前期	○		
			共創アントレプレナーシップⅣ	2	講義	2	後期	○		
	共創実践科目・8科目		共創実践演習Ⅰ	4	演習	1	前期	○		
			共創実践演習Ⅱ	4	演習	1	後期	○		
			共創実践演習Ⅲ	4	演習	2	前期	○		
			共創実践演習Ⅳ	4	演習	2	後期	○		
			共創実践研究Ⅰ	5	演習	3	前期	○		
			共創実践研究Ⅱ	5	演習	3	後期	○		
			共創実践研究Ⅲ	5	演習	4	前期	○		
			共創実践研究Ⅳ	5	演習	4	後期	○		
	共創専門科目・93科目	経済	ミクロ経済学概論１	2	講義	2	前期		○	
			ミクロ経済学概論２	2	講義	2	後期		○	
			マクロ経済学概論１	2	講義	2	前期		○	
			マクロ経済学概論２	2	講義	2	後期		○	
			経営学概論	2	講義	2	前期		○	
			経済学説史概論	2	講義	2	後期		○	
			統計学基礎	2	講義	2	前期		○	
			統計学	2	講義	2	後期		○	
			会計学１	2	講義	2	前期		○	
			会計学２	2	講義	2	後期		○	
			計量経済学１	2	講義	3	前期		○	
			計量経済学２	2	講義	3	後期		○	
			公共経済学	2	講義	3	前期		○	
			地方財政論ａ	2	講義	3	前期		○	
			環境経済学１	2	講義	3	前期		○	
			環境経済学２	2	講義	3	後期		○	
			マーケティングａ	2	講義	3	前期		○	
			マーケティングｂ	2	講義	3	後期		○	
			中小企業論ａ	2	講義	3	前期		○	
			中小企業論ｂ	2	講義	3	後期		○	
			ミクロ経済学３	2	講義	3	前期		○	
			マクロ経済学３	2	講義	3	前期		○	
		公共政策	地域政策論１	2	講義	2	前期		○	
			地域政策論２	2	講義	2	後期		○	
			行政学１	2	講義	2	前期		○	
			行政学２	2	講義	2	後期		○	
			地域防災論	2	講義	2	後期		○	
			自治体経営	2	講義	2	後期		○	
			地域社会学	2	講義	2	前期		○	
			社会学概論	2	講義	2	後期		○	

科目区分名			授業科目の名称	単位	授業形式	開講学年	開講学期	必修	選択	備考
専門教育科目	共創専門科目	公共政策	調査方法論	2	講義	2	後期		○	隔年
			社会統計学	2	講義	2	後期		○	隔年
			家族社会学	2	講義	3	後期		○	
			地理情報システム	2	講義	3	後期		○	
			公共政策学１	2	講義	3	前期		○	
			公共政策学２	2	講義	3	後期		○	
			市民社会論	2	講義	3	前期		○	
		自然と科学	自然共創科学Ⅰ（情報科学）	2	講義	2	前期		○	
			自然共創科学Ⅰ（自然科学）	2	講義	2	前期		○	
			自然共創科学Ⅱ（情報科学）	2	講義	2	後期		○	
			自然共創科学Ⅱ（自然科学）	2	講義	2	後期		○	
			自然共創科学Ⅲ（総合）	2	講義	3	前期		○	
			データサイエンスⅠ	2	講義	2	前期		○	
			数学Ⅰ	2	講義	2	前期		○	
			物理学Ⅰ	2	講義	2	前期		○	
			化学Ⅰ	2	講義	2	前期		○	
			生物学Ⅰ	2	講義	2	前期		○	
			地球科学Ⅰ	2	講義	2	前期		○	
			データサイエンスⅡ	2	講義	2	後期		○	
			数学Ⅱ	2	講義	2	後期		○	
			物理学Ⅱ	2	講義	2	後期		○	
			化学Ⅱ	2	講義	2	後期		○	
			生物学Ⅱ	2	講義	2	後期		○	
			地球科学Ⅱ	2	講義	2	後期		○	
			数学Ⅲ	2	講義	2	後期		○	
		共創学際科目	日本中近世史概論	2	講義	2	後期		○	
			日本近代史概論	2	講義	2	前期		○	
			立体造形文化論	2	講義	2	後期		○	
			彫刻論	2	講義	2	前期		○	
			文化人類学概論ａ	2	講義	2	前期		○	
			文化人類学概論ｂ	2	講義	2	後期		○	
			情報科学概論	2	講義	2	前期		○	隔年
			人間情報科学概論	2	講義	2	前期		○	
			表象文化概論	2	講義	2	前期		○	
			文化人類学基礎演習ａ	2	演習	2	前期		○	
			文化人類学基礎演習ｂ	2	演習	3	後期		○	
			内陸アジア史概論	2	講義	2	前期 後期		○	
			地域アーカイブズ学概論	2	講義	2	前期		○	
			地域アーカイブズ学基礎演習	2	演習	2	後期		○	
			地域アーカイブズ学特殊講義	2	講義	3	前期 後期		○	
			地域アーカイブズ学演習	2	演習	3	前期 後期		○	
			課題演習（歴史文化実習）	2	演習	3	前期 後期		○	
			課題演習（地域アーカイブズ学）	2	演習	3	前期 後期		○	
			ライフステージと食	2	講義	2	前期		○	
			食文化論	2	講義	2	後期		○	

科目区分名			授業科目の名称	単位	授業形式	開講学年	開講学期	必修	選択	備考
専門教育科目	共創専門科目	共創学際科目	食と健康	2	講義	2	後期		○	
			栄養学概論	2	講義	2	前期		○	
			調理と食生活設計	2	講義	2	前期		○	
			地域食育実習演習	2	演習	3	前期		○	
			心理学概論	2	講義	2	前期		○	
			心理学統計法	2	講義	2	後期		○	
			認知心理学	2	講義	2	前期		○	隔年
			産業・組織心理学	2	講義	2	前期		○	
			ライフステージとスポーツ	2	講義	2	後期		○	
			スポーツマネジメント	2	講義	3	後期		○	
			地域スポーツにおけるコーチング学	2	講義	2	前期		○	
			スポーツ医科学	2	講義	2	後期		○	
			経営実践Ⅰ	2	演習	2	前期		○	
			経営実践Ⅱ	2	演習	2	後期		○	
			社会共創セミナーⅠ	1	講義	2	前期 後期		○	
			社会共創セミナーⅡ	1	講義	2	前期 後期		○	
			共創インターンシップ（国内）	2	演習	3	前期		○	
			共創インターンシップ（国外）	2	演習	3	後期		○	

４．カリキュラムツリー

社会共創デジタル学環 カリキュラムツリー

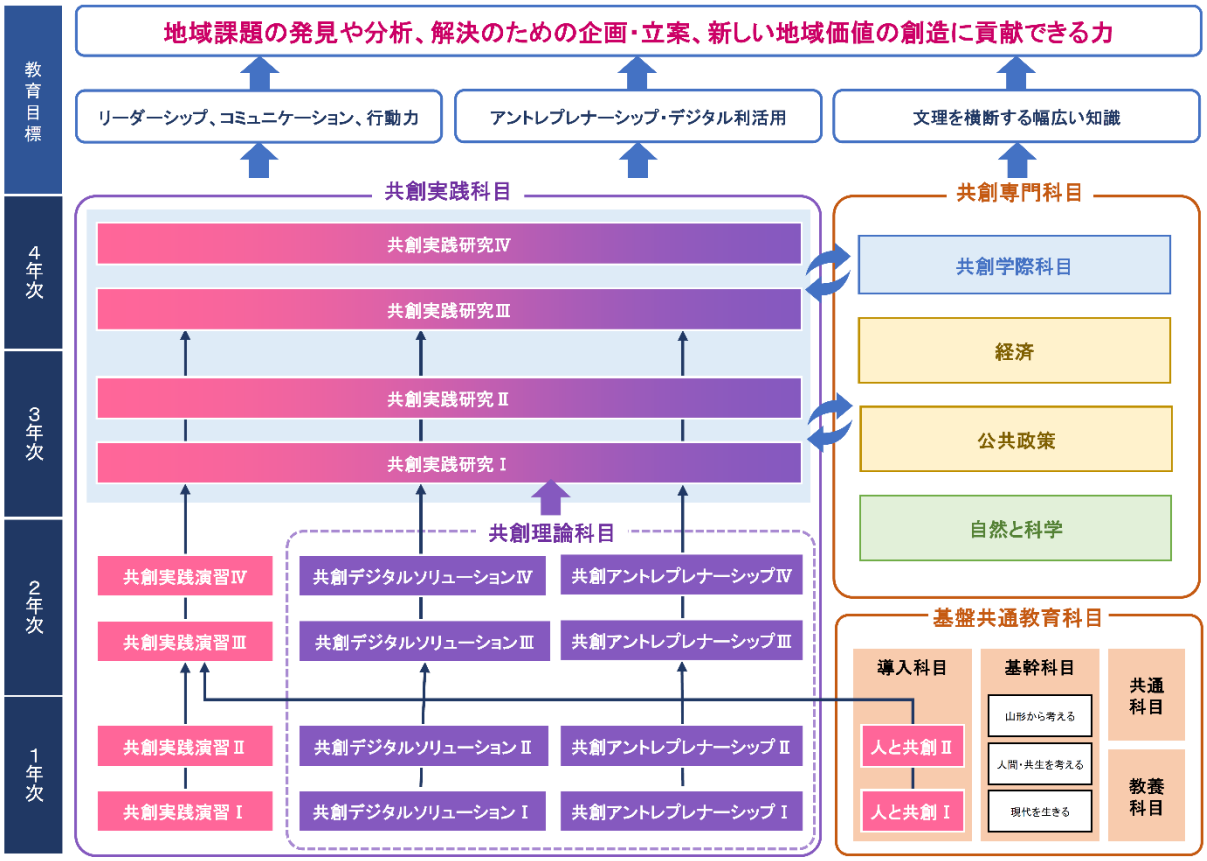

社会共創デジタル学環　共創専門科目

経済

- ミクロ経済学概論1
- ミクロ経済学概論2
- マクロ経済学概論1
- マクロ経済学概論2
- 経営学概論
- 経済学説史概論
- 統計学基礎
- 統計学
- 会計学1
- 会計学2
- 計量経済学1
- 計量経済学2
- 公共経済学
- 地方財政論a
- 環境経済学1
- 環境経済学2
- マーケティングa
- マーケティングb
- 中小企業論a
- 中小企業論b
- ミクロ経済学3
- マクロ経済学3

公共政策

- 地域政策論1
- 地域政策論2
- 行政学1
- 行政学2
- 地域防災論
- 自治体経営
- 地域社会学
- 社会学概論
- 調査方法論
- 社会統計学
- 家族社会学
- 地理情報システム
- 公共政策学1
- 公共政策学2
- 市民社会論

自然と科学

- 自然共創科学I(情報科学)
- 自然共創科学I(自然科学)
- 自然共創科学Ⅱ(情報科学)
- 自然共創科学Ⅱ(自然科学)
- 自然共創科学Ⅲ(総合)
- データサイエンスⅠ
- 数学Ⅰ
- 物理学Ⅰ
- 化学Ⅰ
- 生物学Ⅰ
- 地球科学Ⅰ
- データサイエンスⅡ
- 数学Ⅱ
- 物理学Ⅱ
- 化学Ⅱ
- 生物学Ⅱ
- 地球科学Ⅱ
- 数学Ⅲ

文系　＋　理系

共創学際科目

- 日本中近世史概論
- 日本近代史概論
- 立体造形文化論
- 彫刻論
- 文化人類学概論a
- 文化人類学概論b
- 情報科学概論
- 人間情報科学概論
- 表象文化概論
- 文化人類学基礎演習a
- 文化人類学基礎演習b
- 内陸アジア史概論
- 地域アーカイブズ学基礎演習
- 地域アーカイブズ学特殊講義
- 地域アーカイブズ学演習
- 課題課題演習(歴史文化実習)
- 演習(地域アーカイブズ学)
- 地域アーカイブズ学概論
- ライフステージと食
- 食文化論
- 食と健康
- 栄養学概論
- 調理と食生活設計
- 地域食育実習演習
- 心理学概論
- 心理学統計法
- 認知心理学
- 産業・組織心理学
- ライフステージとスポーツ
- スポーツマネジメント
- 地域スポーツにおけるコーチング学
- スポーツ医科学
- 経営実践Ⅰ
- 経営実践Ⅱ
- 社会共創セミナーⅠ
- 社会共創セミナーⅡ
- 共創インターンシップ(国内)
- 共創インターンシップ(国外)

５．履修上の注意

５－１学年及び在学期間について

本学環では，４年生まで進級要件を定めておらず，１年生から４年生までは年次が進行するとともに学年が進級する，自動進級方式を採用している。なお，休学した場合も学年は進級する。

在学期間については山形大学学部規則（抄）（Ｐ２２）を参照すること。

５－２履修科目の登録・取消等について

履修科目の登録について

（１）授業科目は，履修登録期間に学務情報システムで登録すること。
（２）登録した科目は，履修追加・取消・変更期間に必ず学務情報システムで確認すること。
　　なお，履修の追加や取消，変更がある場合もこの期間内に行うこと。
（３）学務情報システムで履修登録した授業科目のみ受講することができる。
　　また，WebClass でコース登録することができる授業科目は，履修登録した科目のみであるため注意すること。
（４）本学環の授業科目の内容及び授業担当教員からのメッセージ等は，シラバスに記載されているので，十分に活用すること。
（５）授業時間割は，前期，後期とも年度の初めに発表する。
（６）臨時の授業については，その都度，必要事項を掲示する。

ＣＡＰ制について

本学環では，授業に対する修学時間を十分に確保し，授業内容を深く理解できるように，１学期ごとに履修登録することができる総単位数の上限を設けている。１学期毎に履修登録することができる総単位数の上限は，基盤共通教育科目と専門教育科目を合わせて２４単位である。

ただし，「社会共創セミナー」，「他大学において修得した単位」，「学芸員となる資格の取得」に関する科目（Ｐ１９表１）は除く。

履修科目の取消方法について

履修追加・取消・変更期間に取消ができなかった場合は，履修取消手続期間に社会共創デジタル学環事務室で取消手続きを行うこと。これを行わずに履修を放棄した場合は，その授業の成績評価は「不合格（Ｆ）」となる。なお，病気や事故等のやむを得ない事情により取消手続きができなかった場合は，この期間に関わらず社会共創デジタル学環事務室に申し出ること。

５－３成績評価・単位認定について

（１）単位の認定は，試験・報告書・論文並びに平常の成績等による担当教員の審査に基づき，教授会が行う。
（２）各授業科目の成績は，評定記号（Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆ）で表し，Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格，Ｆを不合格とし，配点基準は次のとおりとする。

　　Ｓ１００点～９０点
　　Ａ　８９点～８０点
　　Ｂ　７９点～７０点
　　Ｃ　６９点～６０点
　　Ｆ　５９点～　０点

（３）成績の評価は，学期末に行うものとする。
（４）すでに評価を受けた成績の再評価は，原則行わない。
（５）成績評価に関して，疑義が生じた場合の問い合わせは，原則，該当する授業科目の成績が発表された日を含む３日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に，「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできる。）に必要事項を記入の上，社会共創デジタル学環事務室へ提出すること。
　　なお，詳細については，社会共創デジタル学環事務室に相談すること。

５－４単位の基準

授業科目の単位数は，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義・演習については，１５時間の授業をもって１単位とする。

（2）実験・実習については，３０時間の授業をもって１単位とする。

上記の基準によって科目を履修し，成績審査に合格した科目に対して単位を与える。

５－５試験時等における注意事項

不正行為を行った者は，山形大学学部規則，山形大学学生の懲戒に関する規程（Ｐ２０参照）により厳正に処分するので，不正行為のないよう厳格な態度で臨むこと。

５－６無届欠席について

無届で１年以上欠席した場合は，教授会の議を経て学部規則第２５条第１項第２号による成業の見込みのない者として除籍することがある。

５－７欠席届について

忌引きや病欠，各種実習，インターンシップ，大会参加等で授業を欠席する場合，教員に欠席の理由を届け出るための「欠席届」の様式がある。所定の様式は社会共創デジタル学環ホームページからダウンロードし，必要事項を記入の上，授業担当教員へ提出すること。なお，この「欠席届」はその理由を教員に知らせるためのものであり，成績等についての取扱いは各教員により異なるので留意すること。

５－９研究室配属について

２年次の後期に３年次前期から共創実践研究を履修するための，研究室配属説明会を行う。３年次前期から共創実践研究に着手予定の者及び４年次から共創実践研究に着手予定の者は必ず出席すること。説明会の日時・場所等は掲示等により知らせる。

５－10 学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では，本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置している。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は，エンロールメント・マネジメント部教務課に相談すること。

（電話：023-628-4841，メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）

なお，相談等された方が，そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはない。

５－11 基盤力テストについて

本学では，学生が自らの学修を振り返り，見通しをもって学べるように，また自分の学位授与方針の達成度を確認するために「基盤力テスト」を設けている。詳細については，掲示等により知らせる。

５－12 他大学の授業科目の履修について

他大学（外国の大学を含む。）において修得した単位は，教育上有益と認められる場合，本学における修得単位とみなすことができる。単位認定を希望する場合は，履修手続きを行う１～２か月前までには社会共創デジタル学環事務室に相談すること。

ただし，単位が認定されない場合もあるので注意すること。

６．改正

この要項の改正は，教授会の議による。

６－１特例

教授会は，必要に応じ，この要項に対する特例を定めることができる。

Ⅴ 修学支援体制

１．成績評価制度について

合格した成績の評定をＳ，Ａ，Ｂ，Ｃの４段階で行い，成績を平均化したＧＰＡ（GradePointAverage）を全学的に導入している。

（１）成績評価区分と付加されるＧＰ（GradePoint）について

成績評価は，以下の表に定める区分により行われ，それぞれのＧＰが付加される。

評価点	成績区分と評価基準	付加されるＧＰ
１００～９０点	Ｓ：到達目標を達成し，きわめて優秀な成績をおさめている。	4
８９～８０点	Ａ：到達目標を達成し，優秀な成績をおさめている。	3
７９～７０点	Ｂ：到達目標を達成している。	2
６９～６０点	Ｃ：到達目標を最低限達成している。	1
５９～０点	Ｆ：到達目標を達成していない。	0
	Ｎ：単位認定科目であり，ＧＰＡの対象としない。	なし

（２）ＧＰＡの計算について

ＧＰＡは，高等学校の評定平均値のように，学修の成績を総合的に判断するための指標である。ＧＰＡは，ＧＰＡ対象授業科目のうち，履修登録した科目（適用除外科目を除く。）についてそれぞれの単位数にＧＰ（４，３，２，１，０のいずれか）をかけた総計（ＧＰＳ）を履修登録した科目の総単位数で割ったものである。

（例）ＧＰＡの算出例

科目名	評定	単位数	ＧＰ		
○○○○Ⅰ	Ｓ	２単位	4	２×４＝	8
△△△△Ⅰ	Ａ	２単位	3	２×３＝	6
□□□□□□	Ｆ	２単位	0	２×０＝	0
◇◇◇◇◇◇1	Ｂ	１単位	2	２×１＝	2
	合計	７単位			１６点（ＧＰＳ）

ＧＰＡ＝１６点÷７単位≒２．２８（小数点第３位以下は切り捨てる。）

（↑この単位数にはＦ：不合格科目の単位数も含む。）

（３）ＧＰＡの適用除外科目について

単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外される。

①合格か不合格かだけを判定する授業科目

②編入学または転入学した際の単位認定科目

③本学入学前に修得した単位認定科目（学部規則第３６条）

④他大学等との単位互換等で修得した科目（学部規則第３５条）

（４）履修取り消し

一度履修登録した科目の取消手続を行う期間を設定する。定められた期間内に履修科目取り消しの手続きをせずに履修を放棄した場合は，その科目の成績評価は「不合格Ｆ）」，ＧＰは「０」となる。

ただし，履修科目登録の取消期間以後，病気や事故等，やむを得ない事情が発生し，学生が履修科目の登録取消を希望する場合は，社会共創デジタル学環事務室に申し出ること。

（5）再履修した科目の学修成績

不合格となった科目を再履修した場合は，不合格となった学修成績と新たな学修成績の両方が成績として記録される。

（例）再履修した科目の記録

科目名	評定	
◇◇◇◇◇◇1	F	（2年後期不合格）
◇◇◇◇◇◇1	A	（3年後期合格）

（6）ＧＰＡ最低基準値及び修得単位数最低基準値の設定

本学環では，学期ごとのＧＰＡの最低基準値と，学期ごとの累積修得単位数の最低基準値を，次のように設定している。

本学環では，両方の基準値を下回った学生に対して，アドバイザーによる学修指導を行う。

学期ごとのＧＰＡの最低基準値　　１．５０

学期ごとの累積修得単位数の最低基準値

	前　期	後　期
1年	１４	２８
2年	４０	５２
3年	６４	７６
4年次以降	８８	

２．サポートファイルについて

学生の皆さんに対して責任を持ってサポートするため，個人の学修履歴，ＧＰＡ，各種の相談履歴等を「サポートファイル」として記録を行っている。次項のアドバイザーは，このサポートファイルにより，学生個人の状況を把握し，適切な助言を行う。

このサポートファイルは，アドバイザーによる助言等のためのもので，内容が外に漏れたり，他の目的のために利用されたりすることは一切ない。

３．アドバイザー制度について

本学では，きめ細かな修学指導を行うため，学生一人ひとりに対して責任を持って指導するアドバイザーが決められている。各アドバイザーについては，学年（学期）当初に行われるオリエンテーションの際に紹介をする。

アドバイザーは，学生が，有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに，良き相談相手でもある。修学面，生活面に関わらず，心配な事がある時は，まず，各自のアドバイザーを訪ねること。

担当アドバイザーで解決できない問題がある場合は，責任を持って，適切な相談窓口への橋渡しを行う。

また，学年の進行に伴い，担当アドバイザーが交替する場合がある。その場合には，各自のサポートファイルとともに新しいアドバイザーに引き継がれ，卒業まで一貫して責任を持った指導体制が取られている。

Ⅵ 学生生活

１．掲示

（１）講義関係，就職関係，学生への周知事項等は，学環ウェブサイト，学務情報システム，WebClass や電子掲示板に掲示する。

（２）学生がポスター等を掲示する場合は，事前に学生センター学生支援担当に届け出て認印を受けた後，学生用掲示板に掲示することができる。指定された場所以外には掲示できない。また，期限を過ぎたものは，速やかに取り除くこと。

２．諸証明書

成績証明書，卒業見込証明書，在学証明書，健康診断書，学生旅客運賃割引証（学割証）については，基盤教育１号館学生用多目的室内に設置してある証明書自動発行機で発行することができる。前述以外の証明書等（調査書等）を必要とする者は，学生センター証明書担当に申し込むこと。

なお，発行までに２週間程度を要する場合があるので注意すること。

２．転学部

転学部を希望する場合は，直ちにアドバイザーと相談の上，社会共創デジタル学環事務室に連絡し，所定の用紙に必要事項を記入して，１月末までに提出すること。

３．休学，復学，退学

休学，復学，退学の事由が発生した場合は，直ちにアドバイザーと相談の上，社会共創デジタル学環事務室に連絡し，所定の用紙に必要事項を記入して，学期の開始の月の前月までに提出すること。特に奨学生である者に前述の事由が発生した場合は，特別な手続きが必要なため注意すること。

なお，休学している者が休学期間を満了した場合は，復学しなければならない（学部規則第２３条）。

４．除籍

次のいずれかに該当すると，除籍となる場合がある（学部規則第２５条）。

（１）在学期間が修業年限（学部生は４年）の２倍を超えた場合。

（２）成業の見込みがない場合。

（３）入学料の免除もしくは徴収猶予を申請し，不許可，半額免除許可，徴収猶予許可のいずれかとなった者が，所定の期日までに入学料を納付しない場合。

（４）授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない場合。

５．就職関係

就職を志望する学生のために，学生センターキャリアサポートセンターで職業選択に必要な情報提供や相談対応を行う。

６．学外研修・調査・研究活動等届について

個人又はグループ等で調査等を行う場合は，予め「学外研修・調査・研究活動等届」を社会共創デジタル学環事務室に提出すること。

なお，所定の様式は社会共創デジタル学環ホームページからダウンロードできる。

７．海外渡航・留学届について

私事渡航を含め，海外渡航を予定している学生は所定の様式の「海外渡航・留学届」に必要事項を記入の上，社会共創デジタル学環事務室まで提出すること。

なお，所定の様式は社会共創デジタル学環ホームページからダウンロードできる。

８．窓口受付時間

各窓口の受付時間は，午前８時３０分から午後５時（土日祝日を除く）までである。

９．授業料の納入

授業料の納入については，事故防止，納入の利便性を図る等の理由から，公共料金等の自動振替と同じように，本学指定の銀行の口座（学生本人又は父母等の名義）から引き落としを行い，大学に納入する「口座振替」を採用している。授業料の「口座振替」の手続きが済んでいない場合は，下記 URL より，速やかに手続きをすること。

口座振替手続き URL：https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/fee/fee/registration/

Ⅶ 資格の取得

１．ＧＩＳ学術士の資格取得（申請中）

（１）ＧＩＳ学術士の資格

「ＧＩＳ学術士」は公益財団法人日本地理学会が認定する資格であり，ＧＩＳ（地理情報システム）の知識と技術の向上をはかり，適正なＧＩＳ学術を普及し，地理学及び地理情報科学の進歩と社会の発展に貢献することを目指して確立されたものである。
ＧＩＳ学術士の資格は，学士の学位を有し，公益財団法人日本地理学会の科目認定校（大学等）において認定科目を修得した上で，「ＧＩＳ学術士資格委員会」に申請し，審査を経て認定される。

（２）単位の取得方法

ＧＩＳ学術士の資格取得のためには，下表に示す科目のうち，【A】から２単位，【B】から２単位，【C】から２単位，【D】から４単位を修得しなければならない。資格取得希望者は，単位を修得後，必要書類一式を揃えて「ＧＩＳ学術士資格専門委員会」に申請し，審査を経て認定となる。なお，「ＧＩＳ学術士」の認定には学部を卒業していることが前提であるが，以下の要件を満たすことにより，在学中にＧＩＳ学術士資格（見込み）として認定を受けることが可能である。
①大学在籍期間が３年以上であること。
②【A】，【B】，【C】に対応した科目の単位を申請時までに，２科目以上修得していること。
③②の単位修得済み科目と今年度履修中の科目の合計が３科目以上であること。

詳細は，公益社団法人 日本地理学会資格専門委員会ＨＰを参照すること。

内容	授業科目名	単位数	備考
【A】ＧＩＳに関連する情報処理を中心とする科目	情報処理	2	基盤共通教育科目
	データ解析基礎（データサイエンス基礎）	2	基盤共通教育科目
	ＡＩ・データサイエンス要論（データサイエンス応用）	2	基盤共通教育科目
【B】ＧＩＳの基礎的機能と空間データの講義を中心とする科目	共創デジタルソリューションⅢ	2	社会共創デジタル学環開講
【C】ＧＩＳによる地図作成・空間分析の実習を中心とする科目	地理情報システム	2	人文社会科学部開講
【D】ＧＩＳを利用した卒業論文を執筆する科目（または，それに相当する演習） ※	共創実践研究Ⅳ	5	社会共創デジタル学環開講

※ＧＩＳを利用した結果を示す複数の図を含む卒業論文要旨を提出する必要があることに留意すること。

２．学芸員となる資格の取得

（１）学芸員の職務

学芸員は，博物館法に基づいた博物館に置くこととされている，資料の収集・保管・調査研究・展示・教育普及活動などの専門的事項をつかさどる職員のことをいう。

（２）学芸員の資格

学芸員となる資格は，博物館法第５条及び博物館法施行規則に規定されている。学士の学位を有し，大学において文部科学省令に定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。ただし，学芸員については，以下の要件を満たしても，免許状のようなものは発行されない。資格の証明が必要な場合は，「単位取得証明書」を取得すること。

※「単位取得証明書」は，学生センター証明書担当に申し込むこと。

（３）単位の取得方法

学芸員となる資格の取得に必要な科目と単位数は，博物館法施行規則第１条第１項に規定する９科目１９単位である。それらの科目と本学環開講科目との関係は表１のとおりである。

表１

科目番号	省令科目名	単位数	開講科目	単位数	開講年次	備考
1	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	2	
2	博物館概論	2	博物館概論	2	1	
3	博物館経営論	2	博物館経営論	2	2	
4	博物館資料論	2	博物館資料論	2	2	
5	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3	
6	博物館展示論	2	博物館展示論	2	3	
7	博物館教育論	2	博物館教育論	2	3	
8	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2	
9	博物館実習	3	博物館実習	3	3	博物館概論２単位と，上記科目の科目番号３～８のうち１科目２単位以上を修得済みの者が履修できる。
		１９		１９		

Ⅷ 山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

（趣旨）
第１条　この規程は，山形大学学部規則第 65 条及び山形大学大学院規則第 31 条に規定する学生の懲戒について，適正かつ公正な運用を図るため，必要な事項を定めるものとする。
（懲戒の対象行為）
第２条　学長は，次の各号の一に該当する行為を行った学生(以下「当該学生」という。)に対して懲戒を行う。
（１）犯罪行為及びその他の違法行為
（２）ハラスメント等の人権を侵害する行為
（３）試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
（４）情報倫理に反する行為
（５）学部規則その他本学の諸規則に違反する行為
（６）本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
（７）その他学生としての本分に反する行為
（懲戒の内容）
第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。
（１）戒告学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め，将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。
（２）停学一定の期間，学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし，ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
（３）退学学生としての身分を失わせる。この場合，再入学は認めない。
２　停学の期間は無期又は有期とし，無期の停学とは，期限を付さずに命じる停学をいい，有期の停学とは，3 月以内の期限を付して命じる停学をいう。
３　停学の期間は，在学期間に含め，修業年限に含まないものとする。ただし，3 月を超えない場合には，修業年限に含めることができる。
（その他の教育的措置）
第４条　学部長，学環長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は，前条に規定する懲戒のほか，教育的措置として口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。
２　学部長等は，前項に定める厳重注意を行ったときは，別記様式 1 により，速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
（懲戒の量定）
第５条　懲戒処分の量定は，次に掲げる事項を基礎に，行為者の状態等並びに行為の悪質性，重大性を総合的に判断して行う。
（１）非違行為の動機，態様及び結果
（２）故意又は過失の別及びその程度
（３）過去の非違行為の有無
（４）日常における生活態度及び非違行為後の対応
２　懲戒処分の量定に当たっては，個々の事案の事情に即し，処分を加重軽減することがある。

（省略）

(教務上の措置)
第１７条　中間試験又は期末試験等，単位認定に係る試験における不正行為により，停学処分を受けた学生の教務上の措置は，不正行為を行った科目は不合格(0 点)とし，それ以外の当該学期の履修登録科目は，全て履修取消とする。ただし，当該学期を超えて履修取消の効果が及ぶ科目については，履修取消の対象としない。

（省略）

別表（第５条関係）
懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人，強盗，強制性交等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗，詐欺，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学，停学又は戒告
	痴漢行為(覗き見，盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学，停学又は戒告
	ストーカー行為	退学，停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は戒告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学又は停学
	無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反(幇助を含む)	停学又は戒告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は戒告
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において，監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告
	山形大学の研究活動における行動規範に関する規程第５条第１項に定める不正行為	退学，停学又は戒告
非違行為	本学の教育研究又は管理運営に対する業務妨害を目的とした暴力的行為	退学，停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠による本学への業務妨害行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等による本学への業務妨害行為	停学
	本学に対する風説の流布等による威力業務妨害又は偽計業務妨害行為	退学，停学又は戒告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学，停学又は戒告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学，停学又は戒告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は戒告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は戒告
	本学が実施する情報セキュリティ対策に違反し，本学の教育研究又は管理運営に重大な支障を生じさせた場合	停学又は戒告

Ⅸ 山形大学学部規則（抄）

（趣旨）
第１条　この規則は，国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第 23 条第 2 項の規定に基づき，山形大学(以下「本学」という。)の学部及び学環（以下「学部等」という。）における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。
（目的）
第１条の２　本学は，教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)の精神にのっとり，学術文化の中心として広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて，平和的民主的な国家社会の形成に寄与し，文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。
（修業年限）
第２条　修業年限は，4 年とする。ただし，医学部医学科にあっては 6 年とする。
（在学期間）
第２条の２　在学期間は，修業年限の 2 倍を超えることができない。
２　前項の規定にかかわらず，教育上必要と認めるときは，進級等の基準を設け，同一年次等に在学できる期間を各学部等において定めることができる。
３　編入学，転入学，再入学又は転学部（学環を含む。以下同じ。）若しくは転学科を許可された者は，第 17 条に規定する在学すべき期間の 2 倍を超えることができない。
（修業年限の通算）
第３条　第 40 条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，当該学部等の長は，修得単位数等に応じ，相当期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は当該学部等の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。
２　前項に規定する修業年限の通算は，第 36 条の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数，単位の修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して行う。
第３章　学年，学期及び休業日
（学年）
第４条　学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
（学期）
第５条　学年を分けて次の 2 学期とする。
前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
２　前項に規定する前期の終期及び後期の始期は，学部等の事情により当該学部等ごとに変更することがある。
（休業日）
第６条　休業日は，次のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　土曜日
(3)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
(4)　開学記念日(10 月 15 日)
(5)　春季休業(2 月 20 日から入学式の日まで)
(6)　夏季休業(8 月 1 日から 9 月 30 日まで)
(7)　冬季休業(12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで)
（入学等）
第８条　入学，編入学，転入学，再入学，転学，留学，休学，復学(第 20 条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は，当該学部等教授会の意見を聴いた上で，学長が許可する。
（編入学等における在学期間等）
第１７条　編入学，転入学，再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間，修得科目及び修得単位数は，当該学部等の長の認定による。

（転学）
第１８条　他の大学に入学又は転学しようとする者は，その理由書を添えて願い出なければならない。
（留学）
第１９条　本学と協定を締結している外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は，願い出なければならない。
２　留学期間は，在学期間に算入する。
３　第１項に規定する外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は，別に定める。
（休学）
第２０条　病気その他の理由で２か月以上修学できない場合は，願い出により休学することができる。
（休学の通告）
第２１条　病気のため，修学が不適当と認められる者に対しては，学長が休学を命ずることができる。
（休学期間）
第２２条　休学期間は，1か年以内とする。ただし，特別の理由により，引き続き休学する場合は，改めて願い出なければならない。
２　休学期間は，通算して3年を超えることはできない。ただし，医学部医学科の学生が，在学中に，連携する他大学大学院医学系研究科に入学する場合は，願い出により，4年を超えない範囲内で，更に延長を許可することができる。
３　前項の規定にかかわらず，風水害等の災害によって修学が困難と認めた者に対しては，1年を超えない範囲で学長が休学を許可することができる。ただし，この休学期間については，前項の休学期間に算入しないものとする。
４　休学期間は，在学期間に算入しない。
（復学）
第２３条　休学期間が満了した場合には，復学しなければならない。ただし，第21条の規定により休学を命じられていた者が復学する場合には，願い出なければならない。
２　休学期間内にその事由が消滅した場合は，願い出により復学することができる。
（退学）
第２４条　退学しようとするときは，その理由書を添えて願い出なければならない。
（除籍）
第２５条　次の各号の一に該当する者は，学部等の長の意見を聞いて学長が除籍する。
(1)　第2条の2に規定する在学期間を超えた者
(2)　成業の見込みがない者
(3)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で，所定の期日までに入学料を納付しないもの
(4)　授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者
第５章　教育課程及び履修方法
（単位数の計算方法）
第３１条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。
(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で，別に定める時間の授業をもって1単位とする。
(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で，別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって1単位とする。
２　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。
３　基盤共通教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は，第1項の規定に基づき，基盤共通教育

履修規程の定めるところによる。
４　専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は，第１項及び第２項の規定に基づき，各学部等の定めるところによる。
（他大学等における修得単位の認定）
第３５条　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定に基づき，学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は，外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
３　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
４　前３項の規定により修得したものとみなし，又は授与することができる単位数は，合わせて60単位を超えないものとする。
（入学前の学修成果の認定）
第３６条　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が本学に入学する前に行った前条第３項に規定する学修を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
３　前条及び前２項の規定により修得したものとみなし，又は授与することができる単位数は，第17条に規定する編入学等の場合を除き，本学で修得した単位以外のものについて合わせて60単位を超えないものとする。
（授業料の納付）
第４８条　授業料は，年額を前期，後期に等分に分け，次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし，科目等履修生，研究生及び特別聴講学生については，第１号によるものとする。
(1)　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ前期にあっては４月１日から同月30日までに，後期にあっては10月１日から同月31日までに一括して納付する。この場合において，申出により，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
(2)　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ５分の１に分割した額を，前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに，後期にあっては10月から２月までの毎月末日までに納付する。
(3)　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ２分の１に分割し，更に５分の１に分割した額を，前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに，後期にあっては10月から２月までの毎月末日までに納付する。残る２分の１の額については，前期にあっては８月末日までに，後期にあっては１月末日までに加算して納付する。
２　前項第１号により授業料を納付しようとする者のうち，納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては，別に定めるところにより，延納を許可することがある。
３　研究生が在学期間を延長したときは，その延長した在学予定期間に応じてその期間分に相当する額を，当該期間における当初の月の末日までに，納付しなければならない。
（編入学等の授業料）
第４９条　編入学，転入学又は再入学した者の授業料の額は，入学したその年次の在学者と同額とする。
（退学等の場合の授業料）
第５０条　退学又は除籍の場合は，退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければなら

ない。
２　留学又は停学の場合は，その期間中の授業料は，納付しなければならない。
（授業料の免除）
第５１条　経済的理由で，授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学，退学又は除籍等の特別な理由があるときは，別に定めるところにより，授業料の全部又は一部を免除することがある。
（延納及び免除の申請）
第５２条　第 48 条第 2 項及び前条の規定により，授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は，願書に所定の書類を添えて，指定の日までに願い出なければならない。
（延納の期間）
第５３条　第 48 条第 2 項に基づく延納の期間は，納付期限から 2 か月以内とする。ただし，特別な事情があると認められる場合は，当該納付期限を当該年度の 3 月 31 日まで更新することができる。
（復学した場合の授業料）
第５４条　復学した場合の授業料は，復学の当月から次学期の前月までの分を，1 か月につき年額の 12 分の 1 の額の割で，復学の際納付しなければならない。
（協定による科目等履修生等の検定料等）
第５５条　第 45 条，第 46 条第 1 項及び第 48 条第 1 項の規定にかかわらず，科目等履修生及び研究生については検定料，入学料及び授業料を，特別聴講学生については授業料を，協定の定めるところにより，徴収しないことができる。
（表彰）
第６４条　学生として表彰に価する行為があったときは，学長が表彰することがある。
２　表彰に関し必要な事項は，別に定める。
（懲戒）
第６５条　本学の定める諸規則に違反し，又は学生の本分に反する行為があったときは，当該学部等教授会の意見を聴いた上で，学長が懲戒する。
２　懲戒は，戒告，停学及び退学とする。